

## VI 初任者研修実施に係る教員定数及び非常勤講師の措置

### 1 小・中学部

#### (1) 措置

##### ア 小学部

初任者	1人配置	2人配置	3人配置
非常勤講師Ⅰ	1人		
非常勤講師Ⅲ	1人		
教員定数		1	1

##### イ 中学部

初任者	1人配置	2人配置	3人配置
非常勤講師Ⅰ	1人		
非常勤講師Ⅱ		1人	2人
非常勤講師Ⅲ	1人		
教員定数		1	1

※ 初任者が2人以上配置された学校に係る教員定数は、予算の範囲内で措置するため、該当年度の配置学校数及び予算の状況等により教員定数が措置されない場合がある。

この場合、教員定数が措置されない学校にあつては、別途非常勤講師を措置し、1人配置の学校の場合と同様の非常勤講師を初任者の配置人数と同数配置できる。

#### (2) 非常勤講師の勤務時間

種別	勤務内容	勤務時間
非常勤講師Ⅰ	指導教員又は指導教員の後補充	週10時間以内、年間350時間以内(年間35週)
非常勤講師Ⅱ	教科指導教員又は教科指導教員の後補充	週1日6時間以内、年間210時間以内(年間35週)
非常勤講師Ⅲ	初任者の後補充	年間140時間以内(年間35週)

※ それぞれの時間を超えないように計画すること。

※ 初任者研修実施に係る非常勤講師は、初任者研修が実施される学校に措置されるものである。したがって、初任者が病休等で長期に休む場合、初任者研修に係る非常勤講師に勤務を命ずることはできない。

※ p.41～p.44は、報酬支給事務担当者へも周知願います。

## 2 高等部

### (1) 指導教員、教科指導教員を校内の教諭等で充てる場合の措置

初任者	1人配置	2人配置	3人配置
指導教員に係る後補充としての非常勤講師	1人 (4時間相当/週)		
教科指導教員に係る後補充としての非常勤講師	1人 (6時間相当/週)	1人 (6時間相当/週)	2人 (1人6時間相当/週)
教員定数		1	1

### (2) 指導教員、教科指導教員を非常勤講師で充てる場合の措置

初任者	1人配置	2人配置	3人配置
指導教員としての非常勤講師	1人 (4時間相当/週)		
教科指導教員としての非常勤講師	1人 (6時間/週)	1人 (6時間/週)	2人 (1人6時間/週)
非常勤講師Ⅲ	1人 (4時間/週)		
教員定数		1	1

※ 指導教員、教科指導教員のうち一方を校内の教諭等で充て、他方を非常勤講師で充てる場合は、上記(1)及び(2)の相当部分を適用する。なお非常勤講師Ⅲは指導教員を非常勤講師で充てる場合にのみ措置する。

※ 初任者が2人以上配置された学校に係る教員定数は、予算の範囲内で措置するため、当該年度の配置学校数及び予算の状況等により教員定数が措置されない場合がある。

この場合、教員定数が措置されない学校にあっては、別途非常勤講師を措置し、1人配置の学校の場合と同様の非常勤講師を初任者の配置人数と同数配置できる。

### (3) 非常勤講師の勤務時間

勤務内容	勤務時間
指導教員としての非常勤講師	週1日4時間以内、年間140時間以内(年間35週)
教科指導教員としての非常勤講師	週1日6時間以内、年間210時間以内(年間35週)
初任者の後補充(非常勤講師Ⅲ)	週4時間以内、年間140時間以内(年間35週)
指導教員(教科指導教員)の後補充としての非常勤講師	週当たり授業時数×通年講師に準ずる年間週数

※ それぞれの時間を超えないように計画すること。

※ 初任者研修実施に係る非常勤講師は、初任者研修が実施される学校に措置されるものである。したがって、初任者が病休等で長期に休む場合、初任者研修に係る非常勤講師に勤務を命ずることはできない。

※ p.41～p.44は、報酬支給事務担当者へも周知願います。

## 【非常勤講師の措置に係るQ & A】

Q 1 非常勤講師Ⅰの勤務日数は限定されるのですか。【小・中学部】

A 1 週10時間の中であれば、日数、時間の割り振りは各学校で判断してかまいません。ただし、初任者の指導に要する時間についての非常勤講師であり、原則として勤務校研修が実施される日に勤務を割り振ることになります。

Q 2 初任者研修に係る非常勤講師と、他の非常勤講師（病休代替等）を兼ねさせることはできますか。

A 2 できます。ただし、初任者研修に係る非常勤講師の勤務と他の非常勤講師の勤務とは、厳密に区別して運用することが求められます。

Q 3 機関研修が行われない週の非常勤講師Ⅲの勤務はどうなるのですか。【小・中学部】

A 3 初任者が当該授業を担当するのであれば、勤務は不要です。その分を勤務校研修受講時の後補充等に充てることができます。

なお、年度初めは機関研修が実施されず、非常勤講師Ⅲが勤務できる時数が限られているので、留意願います。

Q 4 授業を実施しない日（学校行事等）に非常勤講師を勤務させることはできますか。

A 4 あくまでも初任者研修の後補充に係る非常勤講師であるため、学校行事等（始業式等での児童生徒への紹介も含む）への勤務を命ずることはできません。

Q 5 年度途中で時間割が変わる場合、非常勤講師の扱いはどうなるのですか。

A 5 措置できる時数の上限を超えない範囲で引き続き措置することができます。

Q 6 勤務校研修は終了しましたが、非常勤講師を措置できる時数の上限にまだ達していません。引き続き任用することはできますか。

A 6 非常勤講師を措置できる週数及び時数の上限の範囲内で引き続き任用することができます。ただし、非常勤講師の職務内容は、原則として初任者研修に明確に係るものとしていますので、初任者又は指導教員が授業を実施しない日（学校行事等）に勤務させることはできません。

※p. 41～p. 44 は、報酬支給事務担当者へも周知願います。